

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名      | 令和4年度 第2回安曇野市文化財保護審議会                  |
| 2 | 日時        | 令和5年3月6日(月) 午前10時00分から午前11時30分まで       |
| 3 | 会場        | 安曇野市役所本庁舎 共用会議室301                     |
| 4 | 出席者       | 百瀬新治会長、大澤慶哲委員、福澤昭司委員、梅干野成央委員、松田貴子委員    |
| 5 | 市側出席者     | 文化課長 山下泰永、文化財保護係長 堀久土、文化財保護係 土屋和章、斉藤雄太 |
| 6 | 公開・非公開の別  | 一部非公開                                  |
| 7 | 傍聴人       | 0人 記者 0人                               |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和5年3月17日                              |

## 1 開会

【文化課長】

## 2 報告

### (1) 令和4年度文化財保護事業について(報告)

【事務局から配布資料を基に説明】

会 長：ご質問等ありますか。

委 員：今年度たくさん神社本殿を調査させていただき、学生も熱心に取り組んだ。感謝している。市町村単位での社寺建築調査で、こんなに多く調査している例は外にはないと思う。ありがたい。

会 長：旧町村時代に建てられた木製の標柱が腐食しているものがだいぶある。特に堀金では標柱そのものがなくなっているものもある。文化財としてその位置等をきちんと明示していくために、予算枠を広げる等により、早急に維持した方が良い。

委 員：お船、あるいは山車について。文化財によっては有形文化財扱いしているかと思う。安曇野市の場合はどうなのか。あの手の仮設の物というのは、扱いが難しい。例えば松本市の里山辺のお船祭りのお船は有形文化財。松本市の深志神社の舞台は修理するときは修理方針を立てていたかと思う。安曇野市の場合、お船をどう扱っていくのか。私もよくわかっていなくて…。有形文化財と同等に扱う必要はないかもしれないが、きちんと指導した方がいいという気もしている。調査の段階で記録はされているだろうが、その変化をどこまで許容していくのかが大きな問題と思う。今年度文化庁の補助事業(「令和3年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業(地域の伝統行事等のための伝承事業) 国指定等」)実施の中で、山車とお船を申請しているとのことなので、質問させていただいた。

事務局：この文化庁の補助事業は国の指定等文化財が対象です。平成28年度3月に選択された「安曇平のお船祭り」が補助対象となったが、無形民俗文化財なので、お祭りの際に使う道具ですとか、そういったものを包括的に含んでいるという捉え方です。

今回申請した案件は、真々部諏訪神社氏子の山車と穂高人形・御船祭保存会のお船の修繕だが、これら山車とお船は文化庁が選択した「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に含まれるということで、補助事業の対象になっています。

委 員：そのあたり(無形民俗文化財の構成要素である道具類など)の扱いについて内規な

ど何かあったらいいのかと思う。里山辺の場合は県宝指定されているので有形文化財で、修理方針の策定が必要な文化財です。安曇野市の今回の2件の場合も文化財の中の一構成要素。その取扱いを何かしら定めた方がいいと思う。

会 長：全く同様の意見。堀金岩原の担ぎ船は、そもそも壊すことを前提にしている。平幕や骨組みは壊れたり、破れたりすることが前提。現状話題には上がってきていないが、考えた方がいいかと思う。

事務局：今回の真々部諏訪神社氏子の山車と穂高人形・御船祭保存会のお船に関しては、民俗の専門家の立場から、前委員の倉石あつ子氏に修理に関しての意見書をいただいた。

学術的に民俗学の立場からも、お船の形は時代とともに変化を受容するものと感じる。その辺のところをご専門の立場から考え方を教えていただければと思う。

委 員：お船みたいに毎年作っては崩していくというものだと、伝承が変われば形も変わる。一体どれが原型かということも聞かれても、非常に答えづらいところがある。もしかしたら5年くらい前から実は変わっていたかもしれないのに、地元の人たちにとってはずっと昔からこうだと信じていたという場合もある。なので、組んでは壊していくという地元での伝承に基づくものならば、判断が難しいと思う。例えば、私が過去に熊野神社の紫石会の山車について詳しく調査したことがあったが、「南北に上からツルを垂らす」とか「横に渡す」とか、そんな細かな規定はないので、その時の都合、材料や集まった人に拠るところが大きい。これが原型だと規定することは難しいと感じる。

委 員：舞台や屋台などは、基本的に元々は解体を前提にしていた。何を継承していくべきかということは、物の価値に即してできていると思う。物の価値は、文化財であり、守っていかなければいけないとなる。そのときに、規制をどうかけるかということにつながり、文化財としてその規制を守ってくれているから補助しましょうということになるのだと思う。その辺の議論について、内規的なもので構わないので、あった方がいいと思う。

会 長：議題の3以降は、安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号により、以後非公開の形で実施する。

### 3 審議

### 4 その他

### 5 閉会

【文化課長】